

第 1 回 熊本市自治基本条例検討委員会議事録（要旨）

日 時：平成 1 9 年 9 月 2 8 日（金） 午後 4 時～午後 6 時 3 0 分

会 場：熊本市国際交流会館 3 階 国際会議室

出席者：山口会長、荒木副会長、落水委員、齊藤委員、下川委員、鈴木委員、寺本委員
西島委員、西村委員、林委員、原委員、村上委員、松崎委員、山形委員
幸山市長

欠席者：木下委員、田中委員

事務局	1 . 開会 定刻になりましたので、ただいまより「第 1 回熊本市自治基本条例検討委員会」を開会いたします。会長選出までの進行を努めます市民協働推進課の北岡でございます。まず委員の方々の出席についてですが、木下委員と田中委員は所要のため欠席、また松崎委員は遅れるとの連絡が入っています。次に当委員会につきましては、「熊本市自治基本条例検討委員会設置要綱」第 8 条に基づき、公開で開催いたしますこと、また、会議録を作成するために録音機を設置し、さらに作成した会議録を熊本市のホームページで公表いたしますことをあらかじめご了承ください。 それでは早速、議事に入らせていただきます。 まずは委嘱状の交付を行います。委員を代表して荒木委員に委嘱状を交付させていただきます。その他の委員の方につきましては、恐れ入りますが、お手元に配布させていただいております。 それでは荒木委員お願いいたします。
事務局	2 . 委嘱状交付 幸山市長より荒木委員へ委嘱状を交付 ありがとうございました。 次に、市長から委員就任に際し、お礼のご挨拶を申し上げます。

幸 山 市 長	３．市長あいさつ 「第１回熊本市自治基本条例検討委員会」の開催に当たり、皆様に一言ご挨拶申し上げさせていただきます。まずは委員の皆様にはそれぞれ大変お忙しい中、委員を引き受けていただきましたことについて、厚くお礼申し上げます。誠にありがとうございます。本日はこの委員会の最後まで出席させていただき、また後ほど発言の機会も与えていただくということでございますので、この場はお礼中心のご挨拶を述べさせていただきたいと思います。 この検討委員会でございますが、今年の３月の第１回定例市議会においてなされました「地方自治の推進に関する調査特別委員会」の委員長報告におきまして、「新たな議会構成のもとで、市民・議会そして行政とが一体となって新たに議論を重ねるシステムを構築し、よりよい条例案の制定を目指すべき」との提案をいただいたところでございますが、これに基づきまして設置をさせていただいたところでございます。どうぞ委員の皆様方におかれましては、それぞれの立場から積極的にご助言・ご発言をいただきます中で、よりよい自治基本条例の制定に向けてご尽力をいただきますように、よろしくお願い申し上げます。ご挨拶にかえさせていただきます。 よろしくお願い申し上げます。
事務局	４．委員紹介 ありがとうございました。次に委員の方々をご紹介します。委員名簿順にご紹介いたしますので、自席でご起立をお願いいたします。 荒木委員、落水委員、齊藤委員、下川委員、鈴木委員、寺本委員、西島委員、西村委員、林委員、原委員、村上委員、山形委員、山口委員紹介
事務局	５．会長・副会長選出 次に設置要綱第５条第１項に基づきまして、会長及び副会長の選出をお願いしたいと存じます。会長及び副会長の選出に当たりましては、推薦という方法をお願いしたいと存じますが、どなたかございませんでしょうか。
鈴 木 委 員	今日はたぶん、皆さん集まってこられて、そう知っている状況ではございませんので、今まで交渉に当たられてきた事務局の方で案があれば、ご提示いただけたらと思いますが。
事務局	会長には山口委員を、副会長には荒木委員を、それぞれお願いしたいと思っております。
事務局	ただいま事務局の方から会長に山口委員、副会長に荒木委員との案をお示しいたしましたが、いかがでございましょうか。 《拍手により了承》 ありがとうございます。それでは、山口委員に会長職を、荒木委員に副会長職をお願いいたします。山口会長、荒木副会長には会長席、副会長席へお移り下さい。それでは山口会長、荒木副会長には一言ご挨拶をお願いします。

山 口 会 長	山口でございます。私は熊本市につきまして、よく分かっているわけではございません。これまでの経緯についてもお隣の荒木先生は、その時から関わっていらっしゃるという事で、本来であれば、荒木先生が適任かとも思います。しかしながら、このようなことで私が推薦となりましたので、一生懸命努めさせていただきたいと思います。 最初は分からなくて白紙からはじめたことが良かった、と最後に思っていただけますように、頑張っていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
荒 木 副会長	熊本県立大学の荒木でございます。新年度に入り、体調を崩しまして、大きな手術をしたものですから、なかなか持久力が回復しておりません。本来であれば、自分の住んでいるまちに貢献する、県に貢献する、国に貢献するという自分の基本理念があるわけですが、頑張りたいけれども力が出ない、そういう状況になってしまいました。 今回は山口会長を支えながら、私が知っているところがあれば知恵を出し、また皆様方と意見交換をしながら、出来るだけ先ほど今日の挨拶にありましたように、よりよい自治基本条例の制定に向けて、まとめてあげていけたらと思っています。よろしくお願いいたします。
事務局	松崎委員がお見えでございますので、ご紹介いたします。 松崎委員紹介
事務局	これからの進行は山口会長にお願いいたします。よろしくお願いいたします。
山 口 会 長	6．これまでの経過説明 それでは、引き続きましてこれから私どもが検討・協議していく熊本市自治基本条例の制定に関して、これまでの経緯を事務局の方から説明していただきたいと思います。
事務局	熊本市自治基本条例のこれまでの経緯についてご説明いたします。 配布してあります資料の最後のページをお開きください。 この資料に沿ってご説明いたします。 熊本市の自治基本条例の検討につきましては、その素案づくりに取り組むため、100名を超える公募市民の皆様にご参加いただき、「協働のまちづくりをすすめる市民会議」がスタートいたしました。平成15年9月でございます。 その市民会議では、全体会17回、43時間、起草委員会7回、33時間、約1年間の討議を経て、平成16年7月に自治基本条例市民会議素案としてとりまとめられ、市長に提出いただきました。 さらに、平成16年8月実施した「住民参加と協働によるまちづくりシンポジウム」、平成16年8月から9月にかけて計5回開催しました「自治基本条例市民

	会議素案地域説明会」につきましても、市民会議の皆様と行政が協働で開催し、シンポジウムについては１３９人、地域説明会については３６９人の市民の皆様、市民会議素案についてご説明をさせていただきました。 その後、平成１６年１０月から１２月にかけて、庁内での検討を行い、条例の素案を作成し、平成１６年１２月から平成１７年２月にかけて、パブリックコメントを実施、１６４名の皆様から７０１件のご意見・ご提案をお寄せいただきました。 また、その間、びぶれす広場前での「オープンハウス」、「自治会長や各種団体の皆様に対する説明会」３１回、「地域公民館などでの出前講座」３１回を実施し、多くの市民の皆様にご参加いただき、素案に対するご意見をいただきました。 更に、寄せられました市民の皆様のご意見を踏まえ、修正を加え、平成１７年３月、第１回定例会に条例を提案、議会での審議を経て、「地方自治の推進に関する調査特別委員会」が設置され、平成１７年４月から平成１９年１月まで、この委員会で、１５回にわたる会議、３度の他都市視察等、約２年間のご審議をいただいたわけでございます。 そして、平成１９年３月、第１回定例会におきまして、「新たな議会構成のもとで、議案の立案の経緯、総務委員会や当委員会での２年近くに及ぶ調査・審議の経過を踏まえた上で、執行部、議会、市民がまさに一体となったシステムを構築し、新たに、よりよい条例案の策定を目指すべき」との委員長報告がなされ、この熊本市自治基本条例検討委員会を設置させていただいたところでございます。 以上で、事務局からの経緯説明を終わります。
山口 会 長	ありがとうございました。 ただいまの説明に対して、ご質問はございませんでしょうか。
林 委 員	委員の林ですが、特別委員会の中で２年以上にわたるご検討をされたと聞いておりますし、またそうやっていたと思いますが、中身を見まして、政令指定都市を目指している熊本市が、一番新しい政令指定都市である川崎市や静岡市の自治基本条例について全く検討した余地がない。また出張にも行っていない。そのような点についてはどういうことだったのか、何故外したのか、入れなかったのか、説明いただけないでしょうか。
事務局	それでは事務局からお答えいたします。確かに政令指定都市の話がありましたが、それ以前から自治基本条例にかかっておりまして、政令指定都市になれば、変わる点が出てくるかと思いますが、条例そのものについては熊本市の現行の形の中で考えていただくということで、議題にはならなかったと私どもは考えております。

林 委 員	説明になっていないと思います。
西 村 委 員	分かるような説明が必要だと思います。今、林委員から質問があったのですが、基本的には行政の段階での論議の時に、静岡市と川崎市の検討がなされていない問題と、それから議会の特別委員会の中で、議論がなされていないこととは区別しないといけないと思います。答える当事者は議会の側と行政の事務局、担当されていた二つの方からの説明がないと納得のいく説明にはならないと思います。
山 口 会 長	ありがとうございます。 何かフォローのできる方がいらっしゃればご発言をお願いします。
事務局	この委員会自体、よりよい自治基本条例の制定をめざす使命を持っていますので、今いただきました意見につきましては、今後のこの検討委員会でご議論をいただけたら、と思っております。
山 口 会 長	3年くらい前のシンポジウムでコーディネーターをやっていた際、静岡市の担当者の方が出ていたので、静岡市の自治基本条例の内容は聞いています。また、私自身は川崎市役所に勤めていたこともあり、川崎市についてもある程度は分かりますが、実績や中身について検討する時に、その経験を生かしていければと思います。 それから先ほど挙げた点について、鈴木委員、議会としての説明をお願いします。
鈴 木 委 員	今ありました経過説明では、市民による検討も行われ、パブコメもされ、議会に提案をされ、それから特別委員会で審議され、平成19年3月に結論が出て、それを受けて今回の検討委員会を設置したということです。経緯としてはいろいろなご議論があるかと思いますが、今後どうしていくかが非常に重要であると思います。 冒頭、市長の挨拶では「平成19年3月の委員長報告を受けて設置しました」という話もありましたので、より具体的にどういう方向で検討委員会を設置されたのかをお話いただけたらと思います。
幸 山 市 長	これまでの経緯を踏まえてお話をさせていただきたいと思います。ただいま経過説明があったところでございますが、平成15年9月に「協働のまちづくりを進める市民会議」を立ち上げさせていただいたところで、あれから4年になることを改めて感じております。市役所の14階ホールで、当時は100名を超える皆様にお集まりいただきまして、それが自治基本条例の制定に関わりますスタートでございました。それから市民会議を何回か繰り返し、何回かシンポジウムを行い、先ほど説明のあった経緯を経て、今日に至っているわけでございます。平成15年9月の市民会議を立ち上げましたその時の想い、私が市長に就任しました平成14年12月でございますが、その時の公約の柱として情報公開と市民参加というものを掲げさせていただいておりましたし、今後のまちづくりを進めてい

	く上におきましては、やはり「市民協働のまちづくり」というものを更に具体的に進めていく必要がある。そしてその大きな柱として、自治基本条例というものを位置付けていく必要があるのではないかと、そんな想いの中で市民会議を立ち上げさせていただいたところでございます。 そして４年近く経過し、平成１９年３月の議会の委員長報告で一つの区切りとなったわけでございますけれども、これからがいよいよ自治基本条例制定に向けての本番だという想いを持っております。結果的に平成１５年９月から平成１９年３月までの経緯の中で条例を制定することは出来ませんでしたけれども、しかしながら、この間の過程は、きっと今後の条例を作り上げていく中で大きなプラスになるものというふうに思っておりますし、プラスにしなければならないのではないかと考えております。多くの市民会議のメンバーの方々にも大変なご苦労の中でまとめあげていただいたところでございますし、また議会の中でも２年近く検討していただいた中で、それでもまだまだまとめきれない。自治基本条例というものが自治体の憲法という言い方もされますが、それだけ難しい、難しいがそれでも是が非でも必要な条例ではないだろうか、という想いを今も強く持っているところでございます。「市民協働のまちづくり」を進めるという意味では、熊本市長に就任した平成１４年１２月から今日に至りますまで、その必要性はますます高まってきていると実感しております。地方分権は進められつつある中で、国が掲げる地方の三位一体の改革を、地方分権と呼ぶのはいかなものかと思いますが、しかしながら着実に地方が自主自立をして、市民協働の下でまちづくりを進めていかなければならない、その必要性はますます高まっていると感じているところであります。市民協働のまちづくりの前提にあるものは“市役所自体が信頼される”という大前提があるとの想いを持って、地域の説明会でも話してきましたところでございますが、自治基本条例とは離れるかもしれませんが、最近、市民の皆様方から信頼を失う出来事が次々に発生していくことは、大変危機感を覚えているところであります。 今後、熊本市政を考えた時には、３年半後には、九州新幹線の全線開通を控えておりますし、政令指定都市の実現という大きな課題を抱えている中で、本市の将来を左右するような重要な時期を今迎えているという想いをもっております。そういう中で市民の皆様方と議会そして行政とがそれぞれの役割を明確にし、連携をとっていく中での「協働のまちづくり」を進めていくことは、この大変重要な時期に欠かすことが出来ない要素と想っているところでございます。どうぞ委員の皆様方におかれましては、これまでの検討の経緯を踏まえていただくという想いはございますが、しかしながら新たな観点の中でいろいろと示唆をいただく中で、よりよい条例の制定へのお力添えをお願いしたいと思っております。 どうぞよろしくお願いいたします。
山口 会 長	ありがとうございました。 今、市長からも自治体の憲法という言葉が出てきましたが、自治基本条例は、日本全国において、５０～６０の自治体で制定しているのではないかと思います。

	自治基本条例はある意味ブームのようになりつつありますが、自治体名だけ変えれば、自分の自治体の自治基本条例となるといった安易な作り方をしているところも出てきているかと思います。何故、そのようになってしまうのかといいますと、行政主導というか、他の主体の参加がない中で、事務的に策定しているという理由があると考えられます。ところが、熊本市の場合は、そうではなく、市民参加により案を作り、また議会の中で議論があり、そういうことで継続審議になったと思いますが、本当の意味での自治体の憲法が熊本市では出来てくるのではないかと思っています。そこで一つ提案なのですが、先ほど市長より自治基本条例へかける想いをお話いただきましたが、ここにお集まりになられた他の皆さんの想いもあると思います。私も含め、皆さんの自治基本条例への想いを知りたいと思いますので、1人5分以内で、お願いしたいと思います。 順番は名簿順でいかがかなと思います。
荒 木 委 員	熊本市に移って数年経過しているが、自治基本条例の取り組みについては、東京をはじめ神奈川県内の各自治体に関係してきました。そのときに自治基本条例が必要だと思いましたが、自治の担い手が沢山、地域社会に台頭し、それらが活発に自治活動を展開していたからです。 今までは地域を基礎にした組織があり、それを中心に展開されていましたが、例えばNPOやボランティアは地域を基礎にしつつも横断的に自分の地域以外の地域でのボランティア活動も行い、しかも、これまで行政が取り組んできた内容と同じような活動をして、公的サービスを生産し、供給していく。一方には自腹を切りながら、他方では税金を使いながらという違いはありますが、自腹を切りながらでも、社会に貢献する活動している団体が沢山生まれてきた。しかも、行政が取り組んでいるサービスの生産・供給活動を通して社会貢献を行ってきており、これが非常な勢いで増えてきております。阪神淡路大震災には300万人のボランティアが参加されましたが、それはいかに多くの方が社会貢献を意識されていたか、の証拠でもあるわけです。既存の行政制度が問題解決に追いつけないギャップを行政以外の主体が補完していることでもあります。 もう一つは地方分権でございます。地方自治体が自ら判断し、決定し、決定したことを実現していき、その結果には自ら責任を担うという方向が出てきています。従来の中央集権の行き詰まりを打開する一つの方法として地方分権を徹底していく。こういう方向が現れてきているのではないか、こういうことが自治基本条例を住民の参加を基礎にしつつ、既存の議会・行政をひっくるめた形で、よりよい自分たちの社会を作るルールをみんなで知恵を出してやっていこうという形になってきた背景が根っこにあると思います。これは時代の要請でありますし、実現しなければいけない課題だろうと思います。 自治基本条例の制定状況は、私の感じでは、日本全体を見て、東高西低の状況だと見ております。関東ではかなり進んでおりますが、西日本では、いまいち進まず、古い形にすがっての社会運営をしていると感じます。そういう想いから自治基本条例の制定は必要と考えます。

山口 会長	ありがとうございました。 続いては落水委員、お願いいたします。
落水 委員	議員として20年活動していますが、私自身の人生の中でいつも感じますのは、人間の幸福とは何であるのか、ということにいつも疑問符を持ち、様々な方のご意見を聞いております。私自身、お寺で生まれ、宗教観も少しは持っておりますが、10代は政治家である父の下で育ったわけですが、頭の中では中学時代に日教組の先生に大変可愛がっていただき、10代の後半はマルクス主義的な平等主義に偏った感じでございまして、大学時代にアメリカに3ヶ月ほどホームステイに行きまして、20代は非常に自由に憧れ、個人主義を越えた利己主義的な部分もあったと思います。30代で地方議員になってからは、いつも頭の中で私権と公権のバランスに苦しみました。自分の想いと公益がどれほど共通するものか、20年間の議員生活でいつも疑問でありましたし、未だに答えは出ておりません。 敢えて若干、人生のことを話させていただいたのは、自治基本条例を2年間、議会の中で論議させていただいたのですが、そういう中で市民の方に自治基本条例について“ご存知ですか”と私の支持者に聞きますと、ご存知の方は10人の中に、1人もおいでになりません。自治基本条例という言葉に自分の支持者がそういうことに無関心とは思いません。普通の一般の市民の方です。また自治基本条例が何かと分かっていらっしゃる方はどれぐらいかと思うと、熊本市に100人に1人おいでにならないと私は思います。そういう中で条例を作るという上で、その過程をもっと大切にしていかなければならないのではないか、ということを経験した市長が提案されて以来、私自身感じているところであります。 そういう中で今回、このような素晴らしい会議が設立した訳で、お顔ぶれを拝見しますと、条文を策定するだけなら、10回ぐらいの会議で簡単に作成できそうな気がいたしますが、それでは結局、俗に言う「仏作って魂入れず」という状態になるわけで、いかに熊本市民に役立つ条例として市民の方に周知するのか、議員の中でも今日おいでの議員の方々は非常に理解が高いと思います。しかしながら、議会内でもその必要性に関して、温度差が存在します。最終的に議会にこの条例は議決を求められる流れになっていくわけですから、議会に対しての説明作業も当然必要になると思います。また、私の自治基本条例に対する夢というのは、ヨーロッパ型の住民自治を是非ともこの自治基本条例で出来ればという想いです。それは残念ながら私は51歳ですから生きているうちに出来るかどうか分かりませんが、幸山市長は私より10歳ほど下ですので、きっと幸山市長が達成していただけるかなと思うわけです。幸山市長が第6次の総合計画の策定の準備に入っていますが、総合計画との整合性の問題も出てくると思います。今後、自治体の憲法といわれるものですから、118年の熊本市の歴史の中で熊本市政が作り上げてきたものを過去のいろいろなものとの整合性をこの委員会では、と

	てもボリュームがあるものをやっていかなければならないと考えるので、是非とも丁寧な作業を進めていきたいとつくづく思うところでございます。
山口 会長	ありがとうございました。 引き続きまして、齊藤委員お願いいたします。
齊藤 委員	熊本市議会の齊藤でございます。どうぞよろしくお願いいたします。私は議員になる前は熊本市の職員として土木関係の仕事を専門にやらせていただきました。その時の経験で住民の方と一緒にやっていくということは、私達が役所に入りました時から身近に感じておりまして、身近に感じておりませんと道路作りや河川改修などは出来なかったという現実がございました。そういうことを思いますと自治基本条例は市民にとって一番身近なものでなければいけないと感じます。身近な条例であるためには、やはり段階を踏んで、ある種の条例から始まって、最終的には自治基本条例へ育て上げていく、というそういう段階が必要ではないかと考えます。身近な問題として、まちづくり条例という現実的なものから入っていったり理念条例へ上がっていく、という過程も必要でないかとつくづく思っております。私の頭の中が、ものを作ることが専門でしたので、文章的なものでは、市民の方では分かりづらいと感じています。ですからもう少し段階的に身近なものを作り上げるためには、身近な問題を市民の方に提供していく、それが最終的には自治基本条例になるのではないかと、という気がしております。大変な役目を引き受けさせていただきまして、どうなるのかなと大変心配をしながら今も述べさせていただきましたが、今後ともよろしくお願いいたしますと思います。
山口 会長	ありがとうございます。 引き続き、下川委員よろしくお願いいたします。
下川 委員	下川でございます。頭の中でまとまっていないので、支離滅裂になるかもしれませんが、私も議会に議席をいただく前からまちづくりの運動をさせていただき、議席をいただいてからも同様でいろいろな団体でまちづくりの運動をしており、現場に携わってきており、自分の中では一つのスタンスとして現場主義を思っております。そしてその運動をする中で、運営のエネルギーは最小限に、少しでも運動のエネルギーに変えるということを基本姿勢としてこれまでいろいろな活動を受けさせていただいております。そういう自分の基本スタンスに立った上で、自治基本条例に携わらせていただくことになったわけでございます。この自治基本条例に携わるようになってから、先ほどお話のありました川崎市などに先行して条例を作ってもらった自治体に自分なりに直接、足を運んだりして、様々なところで勉強させていただいたつもりですが、やはりそこで感じましたのは、今、自分の中で基本線に近いものになっておりますことを若干お話させていただきますと、日本は法治国家ですので、全ての人が行政をはじめとして、法に基づいて行動しなければならない。ただ、現場で様々なまちづくりなど、市民側から見た

	ときに、例えば行政に対して、まちに対して、やらせていただきたい事、するべきであろうと考える行動を取った時に、法の不整合や法に記載がないもので、隘路というものを感じることがよくありました。例えば、法に記載がないから行政も判断がつかない、市民側がやらせていただきたいことが前に運ばないというケースがあったり、法は整備されていても先発法と後発法の細かいところでの整合が取れていないから、どこで判断をするのかという事で運動が前に進まない、そういったことを感じていたことがよくあったわけでございます。そういった意味で自治基本条例は、最高規範等いろいろなことを言われながら、中身を考えてみますと、やはりその現場での活動が本当に市民と共に動くということを考えた時に、今話しましたような意味で、例えば法の記載がないもの、不整合があるもの、そういうものが運動する市民にとって、まちづくりをする市民にとって役に立つもの、そういう意味であるなら大変必要なものかと感じます。逆に言えば、そういうものが権利論・義務論、それからいろいろな学問的な立場と離れたところで、現場でいかに生かせるか、そういうものに触れないのであれば、必要ないのではないかと思います。ただ運営面のエネルギーは最小限でといたしますが、これまで自治基本条例は運営のエネルギーを大変使ってきたように思いますので、そのエネルギーを何らかのものにプラスに変えていくためには、今言いました現場での活動が本当にやりやすいものになるようなもの、それから法に記載のない、不整合性を解消するものを織り込んだものであれば、大賛成で自分もどんどん動いて作っていききたいと思います。 うまくまとまりませんが、以上でございます。
山口会長	ありがとうございます。 引き続きまして、鈴木委員、よろしくお願いいたします。
鈴木委員	鈴木でございます。まず冒頭にお話をさせていただきたいのは、前期、特別委員会の副委員長をさせていただき、正・副委員長案というものをとりまとめさせていただきました。その上で先ほど冒頭で今回の検討委員会の設立にあたって、新たな議会構成の下で、という前文を付けさせていただいて、委員長報告が出されまして、私自身が議会を代表しているとは思っておりませんし、一議員として議会で選出いただいて参加をしております、前期提出しました案につきまして、一切肯定するものではありません。こうした新しい執行部での案が出て、その後市民の方もしっかり勉強されて自らの案を出されておりますので、いろいろな意味でもう一度リセットをして、ゼロになって皆さんと一緒にいいものを作ろう、“らしさ”というものを出していききたいと思っております。 先ほど会長から他都市の条例のコピーではいけないのではないか、という意見には私も大変賛成でありまして、市民、特に暮らしている市民、お一人お一人がイメージが出来るものが大事だろうと考えております。残念ながら、日本は地方自治の本旨というものを憲法によって導入をしまして、残念ながら、地方自治の本旨と聞いて、イメージが浮かぶ方は、この委員の中では学識経験者は可能かもしれませんが、浮かばないのが現状だと思います。説明では、団体自治や住民自

	治だとかありますが、そういうことではなく、自治とは自らを治める、又は自らで治めると読むことが出来るとすれば、社会構成員の一人ひとりの幸福を社会性の中でどう担保していくのか、ルートを作っていくのか、こういう角度であるだろうと思います。それは地域らしさがベースにないと原則性がないだろうと思っています。それがまず1点。 “らしさ”ということはローリングしていくべきもので、一つのことが決まったら、固定化するようでは本当の地域らしさにはならないのではないかと、みんなで築いたもののルール化、まずはそこから着手することもある一つの手法ではないかと白紙の段階でもう一度、今、考えているところであります。 以上でございます。
山口 会長	ありがとうございます。 次は寺本委員、お願いいたします。
寺本 委員	熊本市の総務局長を務めております寺本です。自治基本条例に関しましては、2000年7月14日に「自治体法務合同研修会」が開かれ、このとき初めてそういう議論に接しました。それからこれまでの経過ということで、事務局の方から説明がありましたが、今回新たに自治基本条例検討委員会が立ち上がりまして、皆様の様々な意見を議論しながら、よりよい自治基本条例が出来ていくものと考えております。 これまでの議論の中で整理させていただきまして、自治基本条例というのは、地域住民の地方自治の基本的なあり方を地域住民が自主的に、自立的に基本的理念、それから基本的事項を定めて住民参加、住民自治を進めるものと捉えております。これは条例という法形式に当てはめて、明らかにし、まちづくりに取り組もうという地方自治体の意思だと考えております。 地方分権以前に関しましては、ご存知のように機関委任事務がありますが、国の指示の中で地方公共団体の運営につきましては、細かいところまで指示を受けて、それに沿って運営していくという状況にございましたが、地方分権による改革が進展するにしたい、地方公共団体は、自分の考え、自分の判断、責任で運営していく傾向になってきております。自治基本条例につきましても人に頼ることではなく、自分自身のものとして、それぞれが考え組み立てていくというのが、自治基本条例の策定にいく過程だと思います。委員の一人として、いろいろな議論をしながら、よりよい自治基本条例を策定していけるような形で考えていきたいと思っております。 よろしくお願いいたしますと思います。
山口 会長	ありがとうございます。 次は西島委員、お願いいたします。

西 島 委 員	西島でございます。企画財政局長でございますので、平成１５年からの自治基本条例の動きにつきましては、先ほどお話があったように、その時々折々にしっかり意識して、職員として理解してきたつもりでございます。今回、このような形で検討会議にありますので、しっかり皆さん方のご意見を聞きながら、私もしっかり意見を述べさせていただきたいと思っております。 私なりに思っておりますのは、これは何度か話に出ておりますが、やはり“地方分権の時代である”ということだと思えます。我々熊本市に住んでいる者が、この地域の特徴をしっかりと見て、地域にあったものを、地域のやり方で何とかしていくという、そういう時代になってきたと思えます。その主体が、これまで議会の先生方であり、我々行政であると。しかしそこに、大きな主体として市民の方がいらっしゃるという、そういう構図も出てきているのかなという事も思えます。我々は日ごろよく地方自治法を見て仕事をするわけですが、やはり制度論であり組織論が主となります。 これからの地方自治が、先ほど言いましたような分権の時代ということになりますと、やはりその考え方とか手法、方向を示すものは必要だとしっかり思っております。これまでも、情報公開法ができたりいたしまして、情報をしっかり提供するようになってきております。また、“新しい公共”という考えも出てきておりますし、これもＮＰＯの方々の活動もしっかり定着してきております。 市民参画については、“計画段階から取り入れて行政が進める”ということも一般化してきております。そういうことについて、どう表していくのか、という事が我々の仕事といたしますか、私がそういう事を表せるのならば、と思っております。もう一つは“議論”ですが、この議論については、やっぱり熊本市の中での盛り上がりも必要と思えますので、広く市民の皆様には説明するなり、論議ができればと思えますが、どういう形かは、またご論議いただく中で意見も聞いていけたらというふうに思います。私の担当からいたしますと、先ほどお話があったように総合計画と財政運営等については論議するものと思っております。 今後、この検討会の設置趣旨に沿って、しっかりよりよい条例案ができるように頑張りたいと思えます。よろしくお願いいたします。
山 口 会 長	ありがとうございます。 それでは、西村委員、お願いいたします。
西 村 委 員	西村です。私は、市民会議の起草委員長だった立場、また、より良くする会の会長であるという市民の立場で会議に公募で参加しております。だから、相当思い切って、ズバズバ意見を言っていきたいというふうに思います。 市民会議の中で活動をして、ちょうど４年になります。一番大きな事は、起草委員会をこの市民会議の中に作りました。 私たちは約３０数時間をかけて、まあ１ヶ月近いのですが、条文を検討した。条文を作ったのです。

市民は条文を作る力を持っている、そして条例を作ることでもあるような力を熊本の市民は持ってきているということが言えると思います。

その後シンポジウムなどいろいろありまして、実際に地域の住民の方々に、市民会議として説明会をしてきました。そして大きな経験を積みました。その後市民会議が解散になりましたので、私たちはよりよい条例にするという立場で、また自主的な市民の組織を作りまして、その後、一貫して今日まで約4年間、進めてきました。

この間に、私たちは議会の特別委員会、それから本会議、全てつぶさに傍聴してきました。そしていろいろな事が私たちにも分かりました。陳情では議会が提案されました修正案、委員長・副委員長の議会修正案に対して意見を述べてきました。その前にいわゆる行政が出した行政案、これに対しても私たちは意見を述べてきました。なぜかと言いますと、市民会議で確認した素案が、行政の中を通っていくうちに、まあボロボロになると言ったら失礼ですが、相当な骨抜きになる、というような事がありました。例えば、コミュニティが抜けてるとか、市民のいわゆる苦情問題、これが条例に入っていたものがすっぽりと落とされる、こういう事がありまして、私たちは、行政が出した案に対しても、よりよくするために活動をしてきました。そして今日、ようやくこの三者が、いわゆる市民と行政と議会、この三者がこういう場で議論するという事は、私は画期的な事だと思います。こういうことはありませんでした。だから私はこのことは、全国的に見ても価値がある、非常に歴史的な意味がある、また先進的に切り拓いていく、そういう意味を持つと思います。この三者の検討委員会が協働なのです。自治基本条例のひとつの精神は、協働を行うこと。市民と行政と議会の三者が協働で行うという議会の提案は非常に時宜を得た、的確なものだというふうに思うのです。

これは議会の特別委員会がイニシアティブをとって、そして、本会議で、紫垣特別委員長が報告をされて、このことに関して質疑応答と採決をとっています。そして、議会はこの特別委員長の報告を承認したのです。ということは、この検討会は、住民の代表である議会が決めていること。つまり、住民の意思になったということ。議会全体の意思になったということです。

ところがここからが問題なのです。それは今度の検討会は、何を目的かという事ははっきりしていないのです。ただ検討するというだけで、検討して何をするのか、これを明確にする必要があると思います。これは委員長に是非お願いしたいのですが、この検討会で条例の案を作るという事まで明確にしていく、そこまではやっていく、これを委員長にお願いしたいと思います。

そしてもう一つ、これは私の個人的な経験、問題なのですが、実は行政が違法行為をやっている、そのために私の家はいろいろな被害に遭っている。これを行政の側に何回言ってもやってくれないのです。つまり、行政は権力を持っていますので、無視するわけです。やはり、行政と市民が本当に話し合って具体的な問題を解決するようなルール、これが自治基本条例だと思うのです。

家の問題は10年近くなります。これは教育委員会が所管の問題で、教育委員

	長に会いたいと言っているのに会わせないのです。無視するのです。その教育委員長長の部下は何と言うかといいますと、教育委員長に会ってくれるなど言うのです。こんな馬鹿な事がありますか。権限を持っているから会わないで無視している。やはりちゃんとしたルール、自治基本条例をこの検討会議で、本当に市民が納得するような、市民にとって救いになるような、そういう条例を、やはり作っていくべきだというふうに思います。
山口 会長	ありがとうございます。 とりあえず、先に進みたいと思います。林委員、お願いいたします。
林 委員	林でございます。今現在、熊本大学の法科大学院で、弁護士・裁判官・検事になる人たちの司法試験の合格を目指して教えております。今年は２人しか合格せずに、まことに遺憾だというふうに思っております。 自治基本条例への想いについて５分、という事でございますが、私は、現在は、法学部の方では地方自治法を講義しております。それから、大学院の法学研究科の方では、地方自治法の演習を修士課程の５人に教えております。 ということで、現在は、地方自治法、地方自治演習、それから法科大学院では地方自治法といわゆる訴訟実務を中心とした公共政策論の演習をやっており、そういう中で、自治基本条例とは相当深く関係するわけですが、ここでは時間５分ですので、自治基本条例との関わりの中で私が是非ともこの自治基本条例が必要だということについて私の想いを述べさせていただきます。 第１点については、やはりあの明治２１年の市制町村制にビルドインされた機関委任事務が、平成１２年４月１日のいわゆる分権一括法によって、これが廃止になって大改革となったということを指摘したいと思います。今まで箸の上げ下ろしまで国が関与していましたが、これが国と地方の関係については、対等協調関係ということに大きく変革をした。その代わり、国地方係争処理委員会というシステムが構築されたということになるのですが、こういう中においてはやはり、議会の権限、百条調査権も、機関委任事務については、以前は百条調査権の範囲外でありましたけれども、分権一括法以降においては法定受託事務となり、議会の権限が及ぶこととなりました。 このことは、議会の権限が広がることを意味します。それから、これはとりもなおさず、主人公である住民も、チェック機能だとか、監査機能だとか、住民も自らが行政の中において議会の権限と同時に住民の責任も重くなっている。また、いわゆる通達行政、それから準則条例行政、行政実例行政、こういう三位一体の関係でいままでやってきたのが、これが廃止になったという意味で、国と自治体の関係が大きく変化してきた。これは自治の大きな変革だと思います。この明治２１年の時からの大変革が、あの分権改革でこういう形になった。それと同時に、いわゆる法定受託事務についても、自治体の事務ということで、国家賠償法１条責任を自治体が負うとされました。そして、これは国の内閣法制局長官も答弁していますけれども、国の行政権というのは、いわゆる地方行政執行権は全く含まない、というのをはっきり国会で内閣法制局長官が答弁している。

	地方行政執行権は、国の行政権の問題ときちっと分け、国と地方行政執行権とは違う、という事をはっきり憲法上の解釈ということで、内閣法制局長官が答弁しています。このようなことから、住民が自治体の主人公ですから、行政、それから議会、それから主人公である住民との役割を自治基本条例の中で明確にして、そして、主人公である住民が行政の中に、もしくは議会の中に、参画して、協働の形で、最高規範としての自治基本条例に謳いこんだ形で作りあげていく必要があります。これはこれからの地方行政を進める上においては一番大事なことだと思っております。ですからこういう意味では、議会の先生方も含めて、このような三者の場が設けられたことはやはり意義深いと思っておりますので、よりよい自治基本条例について、検討して、中身を話して議論していけば、調和点も見い出せるものと思います。そういう意味で、議論を重ねながら、より良い条例を作りたいというふうに、一生懸命やりたいなと思っております。よろしく願います。
山 口 会 長	ありがとうございます。 それでは、続きまして、原委員、お願いいたします。
原 委 員	市民生活局の原でございます。私は、自治基本条例の事務局であります市民協働推進課、そして地域づくり推進課、そういった市民の皆さんのまちづくりに直結するような部署で仕事を日常的に進めています。そういう中にありまして、この4年間の自治基本条例の取組みに対する経緯というものは、非常に意義があったものだというふうに認識もしておりますし、また今回、このような形で委員会が発足されましたことを大変嬉しく思っている一人でもございます。 そういう中にありまして、私どもといたしましては、やはり市民の皆さんが誰でも“この街に住んでよかった”と思えるようなまちづくりの取組みを進めていきたいというふうにいつも思っておりまして、そういう中では、やはり行政運営においては、市民の目線に立った行政運営がこれからも求められていくのではないかなと思っております。それで、17年度から、私どもといたしましては、地域の中の各種団体、いわゆる地縁団体、それからまちづくり活動の委員会でありますとか、そういった横との横断的な繋がりの中でまちづくりを進めていただきたいということで、校区自治協議会というものの設置促進に取り組んでまいりました。それともう一つは、先ほど、委員の中でもおっしゃいましたけれども、校区を超えて、いろいろな公益活動が今、大変広がっていると思います。それをうまく地域の中でどういうふうにしてリンクさせていくのか、そして自分たちのより良いまちを創っていくということが、最終的にはこの自治基本条例の目的ではないかなというふうに考えております。今、地域の中で抱えております問題を、各団体がなかなか自分達だけでは解決できないような、防犯の問題でありますとか、防災の問題、それから子育てや一人暮らしの高齢者の問題などにつきましては、やはり地域の中で一人ひとりがネットワークを作りながらやっていく、そしてまた、私どもといたしましては、まちづくり担当職員を任命いたしまして、そういう中に入り込んで行って一緒になって汗を流すというような取組みを重ねて

	おりますが、やはり、そういう中であって、バックボーンとなります協働による地域のまちづくり、そういったものをお示しする必要があるのではないかなというようなことも考えておりまして、今回そういった意味におきまして、この検討委員会の中で、三者が一体となって論議を重ねていける、ということはまことに意義深いものと思っておりますので、私もそのメンバーの一員として、また意見を述べさせていただければ、というふうに考えているところでございます。どうぞよろしくお願いいたします。
山口 会長	はい、ありがとうございます。 松崎委員、よろしくお願いいたします。
松崎 委員	今回、公募で、こちらの委員会に参加をさせていただきます松崎でございます。 この自治基本条例については、出前講座を利用し、女性のグループで聞かせていただきました。その時には大変細かいところまで作りこまれていて、若干基本となるものにしては少し細かすぎるかな、というふうな思いもしました。そして、新たに今回リセットして、というお話がございました。 私どもは、荒木先生がおっしゃいました、NPO、ボランティアという活動を10数年やっておりまして、自治の担い手の新しいものというふうに考えております。それで熊本市は校区単位でまちづくりが進められておりまして、私どものように任意の、いわゆるミッションというもので結びついた校区を問わない、いわゆる市民の活動としてやるときに、非常にその校区のまちづくりと私どもの活動とが、ちょっと合わないといいますが、そういったところが非常に感じられて、限界を感じる場所が多々ございましたので、逆に、この自治基本条例というものに対する大変大きな期待がございました。 ただ、県内の市町村では、近年、大合併が行われまして、非常に数が少なくなって、一つのまちというものが非常に広がってきています。熊本市はまだ元気があるまちですけれども、郡部の方に行きますと、本当に見捨てられたようなところが出てきて、逆にそういうところのほうが住民自治というものに対して、本当に危機感を持って取り組んでいらっしゃる事例を私どもも見ております。熊本市はまだ、新幹線が通る、それから政令指定都市になるという、明るい目標といいますが、明るい兆しがまだまだ見えておりますので、私どもの意識もそこまでないのかなという気もしますけれども、いずれ、もっと大きな地域になりますと、私どもも、行政のサービスだけではとてもまかなってもらえない、いわゆる自分たちの手で自分たちの暮らしを支えていくという、いわゆる住民一人ひとりがこの自治を担っていくという、そういうスタンスが必要だと思います。その時に、この憲法となるような基本条例というものがあるということは、まちが広がっても、その条例のもとで、みんな一人ひとりが担えるところを担っていくという、そういう意識になることが非常に大事だと思っています。 議員の方からは、まだ住民の意識が、認知度がまだまだ低いというお話がありました。確かにそうかもしれませんが、そのところをちょっとリードして、今この会議の中で、みんなで作り上げて行く、そしてこれから目標としていくため

	のまちづくりのための基本だと、憲法だということをもっと広報する必要があるのではないかと思います。私はそういう活動をしていまして、本当にこの条例には期待しておりますので、是非いいものを作りあげていく一員に加えさせていただきたいというふうに思っております。
山口 会長	ありがとうございます。 村上委員、お願いいたします。
村上 委員	村上と申します。私も、議会に身を置き、さらに一議員としてだけではなく一市民として、これから皆さんと一緒に自治基本条例に関しての意見交換をさせていただく事を嬉しく思っております。 自治という言葉の先には、私は市民あるいは住民という、そういう代わりの言葉があるのではないかという気がしております。私は、やはりひとつのまちを運営していく時に、精神的なバックボーンというものが絶対に必要なのではないかと思います。それが自治基本条例だと思います。 私は、足が歩けないために、車椅子に乗っております。こういった市民一人ひとりには様々な多様な条件とありますが、その条件があるがゆえに、多様性があるがゆえに、様々なニーズも違ってくる。そういう人たちが一人ひとりが“このまちに住んで良かった”と思えるような、非常にこれは100%完全な、という事には繋がらないとは思いますが、まあその中に生まれ育って良かったと思えるときの、その精神的なバックボーンが、この自治基本条例になればいいなというふうに思っております。特に私たちは、阪神淡路大震災で、日本が私がまだはっきり記憶できるような形で、それまでの生活が壊れてしまった中で、市民・住民が生きていく、という事を経験しました。“あれが熊本市で起きたら”というふうに考えた時に、なおさらこの自治基本条例を精神的なバックボーンとして考えていかなければならないのではないかと思います。私は10数年前、フランスのグルノーブル市という所に行きました。ここでは、ノンステップの電車が走っておりまして、電動車椅子の女子学生が“このまちに生まれて良かった”と言っていました。それは何故かと聞くと、“私はノンステップの電車に乗って大学に通うことができる”と答えたのが非常に印象に残っております。その路面電車というのは、一度廃止されたのですが、行政の提案によって住民投票でわずか数%の差で再導入ということが決まった。そしてその後、まちが再生され活性化してきた。その延長線上に、その電動車椅子の女子学生が大学に行けるとい、その非常に多様な市民の代表みたいな女子学生の生活であり、言葉が私の印象に残ったという気がするのです。 このまちは、そういう意味では、市民が自分たちのまちづくりに関わっている、関わられるような、そういうまちの運営をしている、という事を実感してまいりました。私の議員活動の原点ともいえるものがそこにあるような気がいたしました。 そういう意味で、今後、“熊本らしさ”というものが先ほどから出ておりますけれども、熊本らしさを実感できるような自治基本条例を、皆さんと一緒に議論できたらというふうに思っております。

山 口 会 長	ありがとうございます。 続きまして、山形委員、お願いいたします。
山 形 委 員	みなさん、私も公募の委員として協働のまちづくりを進める市民会議の全体会 17回、起草委員会7回、連絡者会6回、ほとんど出席いたしました。いろいろ な方と、考え方の違いはあるのですが、それでも、その人とやっぱり根をつめて しっかりお話を続けることで、その人の本当の考え方が分かってくる、あ あこの人はこういう真意でやっているのだなということが分かってくる、そうし たら理解が生まれるのです。そして理解の中からまた“ こういう事はどうでしょ うか ” という新たな提案もできてくると思います。 私事ですが、私の娘が、知的な障害をもって授かりまして、それをきっかけと して、いろいろな社会的な、福祉の分野ですとか、教育の分野ですとか、医療の 分野等で、勉強をさせてもらいました。 実は小学校に入ってからすぐの頃にうちの娘が、真冬の2月に、川に下着で入ろう としていたのですが、地域の方が見つけて家まで連れて来てくれました。そのと き“ 地域に育てられているんだなあ ” という事を本当に実感しまして、それが縁 になりまして、PTA活動ですとか、自治協議会等に参加するようになりました。 “ 親亡き後 ” という言葉をよく使いますけれども、私たちが先に逝ったときに、 この子はこのまちで、この校区で暮らしていけるだろうかという事を考えたとき に、まだ私は死ねません。まだやらなきゃいけない事があると思ってます。 熊本市の健康クマモト21市民会議では理事をしております。その中で、“ ノー マリゼーションプロジェクト21 ” という障害を持つ人たちの健康を考えるとい う部会の世話人をさせてもらっております。その中でいろいろな問題がやはり聞 こえてきます。そういうことを共有する場がやはりまだまだ足りないし、本当は 私も、もっともっと市民の皆さんにお伝えしなければいけない事もあるのだらう と思います。 “ もっともっと皆さんと一緒に考えましょう ” と言わなきゃいけない事もあ るかと思います。それでも、それを止めてしまったら何にもならないので、その まま頑張っているところですけども、あとPTA活動をする中でも、い ろいろな条件を持って暮らしてる方がいらっしゃいます。そういう人たちの事を、 私は忘れてのほほんとしているわけにはいかないのです。そういう思いで、熊本 を良くするための第一歩は、この自治基本条例だろうと思っています。そういう 想いで、今後とも参加いたします。よろしくお願いいたします。
山 口 会 長	ありがとうございます。 最後は私ということで、若干お話をさせていただきたいと思います。 自己紹介も先ほどの挨拶ではしていなかったのですが、現在、立正大学で、行 政学と地方自治論を教えています。 専門は政策法務で、先ほど寺本委員さんから2000年に自治体の合同法務研 究会がこちらであったというご紹介があったのですが、その際、私も来ておりま した。ここに来るときに、“ いつ熊本に来たのかな ” と思い出そうと思っていたの

ですけれども、思い出させていただきました。

2000年に来た時には、私は川崎市役所の職員でございまして、その後2002年の4月から、今の大学に移ったということでございます。

それで川崎市役所にいたときのことを少しお話させていただきますが、それは熊本市の政令市の問題とも絡んでくると思います。

実は、川崎市長が1973年に、“都市憲章条例案”といったものを提案しました。当時は革新自治体の時代でありまして、当時の市長は革新の方から支持をされて当選した市長だったのですが、その方が、最初の市長選で掲げたのが都市憲章条例でありました。また、時代的にも、公害がひどくて、当時この熊本も水俣病があったと思いますので、川崎と共通している部分があります。

しかも、73年に2回ほど、議会にその案を提案したのですけれども、結果として、その都市憲章条例案は、日の目を見ることは叶いませんでした。ここは状況変わって、この熊本では、なんとか自治基本条例ができて欲しいということがございます。

そして、その都市憲章条例案というものには2つきっかけがありまして、1つは公害、もう一つは、政令指定都市です。政令指定都市になりますと国との関係では、かなり権限が大きくなりますけれども、その大きくなった権限をどうやって使っていくのか、ということでは、住民自治が大事になってくるわけでありまして、その基本的な考え方を都市憲章条例に定めていきたいということです。これまた今、熊本市は政令指定都市を目指しているということでございますので、関連はしていると思います。

それから、私自身の自治基本条例への関わりといった事も、お話したいと思います。なぜ私が熊本市民でもないのに会長を仰せつかったのか、といったところに関係すると思います。

北海道二セコ町のまちづくり基本条例制定時の当時の町長の逢坂誠二さんと知り合ったのは、私が職員の頃、また、逢坂さんご自身も町長になる前の二セコ町職員でした。逢坂さんは、いろいろなネットワークの中で、条例を成立させたと思いますが、そのへんにも多少関係はしていました。

そして、もう少しじっくり関わったのが岸和田市の自治基本条例でございまして、こちらの方は2004年に成立しまして、2005年に施行になりました。

思い起こせばいろいろな議論があったのですが、策定委員の皆さんが案を作り、それを行政に持って来たのです。それ以降変わった部分は住民投票の規定でありまして、最初の市民案では、提案者を市民と市長、それから議会の三者が提案できるとしたのですが、結局、市民だけが住民投票を求めることができたのです。

しかし、これは市民案を行政が一方的に変えたのではなく、そういった行政案について策定委員会に戻し、また、このことについて地区の説明会を開き、そしてインターネットを通したパブリックコメントをしたり、というような過程を経て、これらの結果、それでいいとなったものです。

	また、お話の中で“現場主義”というお話があったと思いますけれども、作って終わりではなくて、やはりそれが動くような仕組みになっていかなければいけないと思います。 条例は出来て終わりではありません。その後の動きを検証しようと岸和田市では、自治基本条例推進委員会を２００６年に立ち上げました。私はこちらにも関わっておりまして、進行状況はどうなっているのかといったチェック作業もやっているところでございます。 私の研究者という位置づけからすれば、他で無いような先進的な条例ができたらいいな、という気持ちは正直言って持っております。しかしながら、熊本では何が使えるのかといった観点からのチェックが是非必要だと思います。条例を動かすためには、市の職員が必要になってきますし、それにかかる費用、予算といったものも求められると思います。いい条例を作るだけではなくて、それをうまく動かすための議論をしていただけたらと思います。 それから先ほど西村委員の方から、この委員会の目的、ミッションは何なのか、といった質問がございました。 これについて、私は会長の一存で答える話ではないと思いますので、事務局、最終的には市長のところに来るかもしれないのですが、この辺で少し詰めさせていただく、それが次回なのか、次々回になるのかは分かりませんけれども、何らかの答えを出していけたらと思っております。今回はこの辺でご容赦いただけたらと思います。 ７．これからの進め方 それでは、長くなりましたが、私の発言はこれまでといたしまして、次に「これからの進め方」について議論をしていきたいと思っております。 何かご意見があれば・・・。
落 水 委 員	西村委員の方から、「策定するためにきちんと方向付けをして欲しい」というようなイメージの言葉がありました。私も気持ちとしては同感です。ただ、最初申し上げましたように、この策定作業のプロセスというものをとても大切にしたいというのが私の思いです。やはり一人でも多くの方にこの自治基本条例を活用していただくためには、自治基本条例が何かということが分からなければどうしようもないわけでございます。やはりそのために、今回は夕方のニュースに間に合わないというのでマスコミの方々は帰られましたけれども、マスメディアの方々にフルにお願いして、この会議をたくさんの場所で放送・報道していただきたいと思っております。この自治基本条例については、私どもは必要性を十分に感じているわけでございますけれども、現実的には、傍聴していただいている方々、報道の方々、市民の方々、先ほども申し上げましたけれども、どれだけの必要性を感じているか、というような事については未知数です。やはりこのへんは、認知をするような作業としてやはり必要になってくると思います。 一つ思いましたのは先ほど、山口会長・荒木副会長、あるいは林先生の、大変

	専門的なお話を聞きまして、いま一度、自治基本条例の必要性というものをもうおひとかた、大変斬新なアイデアをいつも出される前の佐賀市長の木下先生も委員に入っていらっしゃいますけれども、この4人の先生方から、いま一度、自治基本条例について、必要性について、勉強させていただければなと実は思った次第です。そういう意味で、できるなら次回において、先生方に、今自治基本条例が、何故、地方分権と言われる中で必要なのか、そういう事について少し易しく、一般市民の方々が聞いても分かるような次元のレベルでお話していただけるような勉強会をやっていただけないかと実は思った次第ですが、いかがなものでしょうか。
山 口 会 長	今、落水委員から提案がございました。自治基本条例の必要性をなるべく分かり易くといった勉強会的なものを開いてはどうか、という提案ですけれども、それについて、いかがでございましょうか。
原 委 員	今、落水委員さんのほうからご提案がございました。やはり、学識の先生方は、そういう専門的なお立場からのいろいろな、この会を進める上においての指導・アドバイスというようなものもいただくことになるであまりましようし、また、方向性についてもある一定のご示唆をいただくというようなことになりまして、そして今、委員さんがそれぞれの想いというものを述べられましたので、ここでいま一度、この必要性、原点に帰るといった意味でも、落水委員がご提案の次回にそういった先生方のレクチャーを受けるというのは大変良いことではないかなというふうに思っております。
山 口 会 長	落水委員から提案があった、次回、勉強会的なものをするということですが、どういたしましょうか。
荒 木 副会長	学識経験者として、必要性についてそれぞれの見解を述べるということは一向に差し支えないわけでありましてけれども、それよりは、委員の皆様方が、この件について、どれだけ必要性を認識されているのか、それを逆にこっちは知りたいです。委員として平等に必要性を論じてもらう、今日、想いを論じていただいたのと同様に、みんなで議論してより良いものを作っていこうということですから、学識経験者だけ、専門家だから話すということではなくて、みんなで委員として、その必要性、こういうことがあるのだよという事を言い合いっこして、まとめあげていけばよろしいのではないかと私は思います。そういう“まとめ上げ方”を次回やるならやる、というふうにお決めいただければ、それで結構だと思いますが。
山 口 会 長	ありがとうございます。 学識経験者だけではなくて、もう少し委員同士で、必要性について話し合ったらいいのではないかと、という提案と思います。 これについて、何かご意見はございますでしょうか。 委員の皆さんは、よろしいですか？《意見なし》 学識経験者の皆さんはどういう立場なのでしょう。

林 委 員	やはり、進め方については、いろいろなご意見の違いもあるかと思いますので、私は私としての持論といいますか、憲法を頂点とした住民自治や団体自治が含まれた自治基本条例についての考え方は、鈴木先生との対談の中でも少し申し上げた点がございます。また、いろいろなインターネットでも私の見解が出てるものがありますけれども、いずれにしましても、私も、委員としまして、なぜ自治基本条例が必要かということについては文書化する必要があり、私もまとめてみたいと思っております。 それと同時に、この進め方の関係ですが、やはり、これは議論の中で最終的なのでしょうか、委員の先生方の共通認識ということもございますので、ある程度の項目と条文化、条文の一言一句云々とは言わないまでも、規定の中身について、必要な盛り込むべき概念だとか、条文化したい中身について、ある程度議論しながら、集約していく必要があるのかなと思っています。 もちろん市議会議員の先生方は、市議会の中で、市議会議員としての議決権の行使の中で、いろいろご審議するということでございます。けれども、ここの委員の中においては、条文化できれば条文化が一番いいと思っておりますが、そのへんのところを、他の委員の方々のご意見もちょっと賜りたいと思います。よろしくお願いします。
山 口 会 長	どうでしょう、必要性ということですが、ある程度の共通認識が既にできているということであれば、敢えて“なぜ自治基本条例が必要なのか”ということを経験者の委員からあらためて話をする必要はないのかもしれませんが。 また、そうではなくて、私は、委員の皆さんのご経歴全てを分かっているわけではないので、想いは聞きましたけれども、その想いが全て自治基本条例の条文に入れられるものなのかどうか、といった観点はあろうかと思うのです。自治基本条例もオールマイティではございませんので、基本的な考え方は、自治基本条例で定めても、それを具体化するのは他の条例であったり、場合によっては総合計画であったり、予算であったり、という場合もあろうかと思いますので。自治基本条例と各委員の想いの関連性を議論するために、いわゆる自治基本条例とはこういったものなのか、という事を改めて考えてみる、もしくは復習する、そんな機会もあっていいのかなとも思いますし……。私はどちらでもいいのですが、特に公募委員の皆さん方がどう考えているのか、といったことで決めたらいいのではないかと思いますけれども、どうでしょうか。 公募の委員の方でどうですか。“もう既に分かってるよ”ということであれば、特に必要はないかと思いますが……。少し、メンバーが違うし、自治基本条例といっても人によって少しニュアンスが違うのではないかとということで、少し話を聞いてみたいということもあり得るのではないかとと思うのですが。
山 形 委 員	先ほど林先生も言われまして、西村さんもおっしゃった、一つ一つの条文というのは大変だろうと思うのですが、きっちと条文をみんなで検討してみること、どういう考え方を持っているのかを聞くということは、やはり大事なような気がしますので、その基本となる必要性というか、どういう想いでこの委員を受けら

	れたのかというところぐらいは、もう少し聞いてみたいという気もしております。時間はかかると思いますが、それは決して遠回りじゃないような気がします。
山口 会長	分かりました。そうしますと、私の個人的な意見になるかもしれませんが、次回、2時間程度が全体枠だとしますと、3人なり4人合わせての時間ですと1人あたり15分か20分位話して、それについてご意見をいただく中で、それぞれの想いとの関連を整理するというのではいかがでしょうか。
荒木 副会長	それは、必要性についてですか。
山口 会長	そうですね、全員に同じ「必要性について」語ってくれと宿題を投げるだけでは、繰り返しになってしまうような気もいたしますので、……。一般的な必要性もあるでしょうし、熊本市の中での必要性もあるでしょうし、私は、条文などにも関心がありますので、ゼロからのスタートではなくて、これまで策定委員会の案があった。また、行政が修正して議会に提案した案があった、さらに議会の中でも、正副委員長案があった。少なくとも3つは案が出たと思っておりますので、これは事務局にお願いになるかもしれませんが、それぞれ並べていただきまして、比較検討できるようにしていただいた方がいいと思います。私はそれについてコメントするというのが、話したいパターンです。今日、来ていらっしゃるのは荒木先生と林先生のお二人ですので、できれば「何を」と、できれば今分けてしまった方がいいのかなと。 一人が“日本の国の中における自治基本条例の必要性”、もう一つは“熊本市としての自治基本条例の必要性”、その2つに分けて話していただきまして、私はもっと各論の話をする、というような役回りではいかがでしょうか。
荒木 副会長	タイムスケジュールというのは、いつまでかかってもしよいというお考えでしょうか。いつごろまでに、おおよそは、この程度は、というようなことがあるのでしょうか。それが一つです。 それから、こうやって議論をしていく場合には、これについてどの程度議論をしましょうとか、どのようにまとめましょうとかいう形で、いくつかの項目を整理できないでしょうか。せっかく今まで積み上げてきたものがありますから、それを今、山口委員長がおっしゃられたように、ポイントポイントを比較出来るような形で、ここは違う、ここは共通しているから生かそうじゃないかとかいう論議はできるでしょう。そういうことは、事務局の方でも既存のデータがありますから、それを整理していただくといい。その整理していただいたデータを、委員の皆さん方がそれぞれ持ち帰って勉強していただいて、この場で議論をし合う、そういう形に持っていったら、だいたいタイムスケジュールも見えてくるのではないかなという感じがします。 それから、もう一つは、必要性和同時に、自治基本条例の目的なり、あるいは自治基本条例が持っている性格というか性質といいましょうか、ここらへんが、全国ベースでもちょっとブレているところがあります。ですから、そこらをちょっと熊本市は、熊本市なりの確固たる“こういう目的と性質を持ち合わせている

	ものを自治基本条例という ” というような議論の固め方を、ひとつはしておくべきだろうと思います。だからこれは、必要性とくつついたような形になりますが、そのへんをよろしくという意見でございます。
山口 会 長	そういった資料の用意ができますか。事務局、どうでしょうか。
事務局	先ほどおっしゃいましたように、市民会議が作られた条例の素案というものが一つあります。その他に、議案として提出したものがございます。それと正副委員長がお示しになった案がございます。これを例えばスケルトン、条文の見出しの部分だけで、条文の内容のてにをは云々ではなくて、全体のイメージをしていただくために、“ この条例の中にはこういう内容がある ” と、それぞれお示しできる資料がございます。それから、近年たくさん作られておりますので、小さい市ではなくて熊本市と同程度の市のそういう骨組みをお示しするというような資料は十分できます。
西 村 委 員	今、行政から3つと言われましたけれども、実際は4つです。このことについては特別委員会で、鈴木副委員長さんが市民の側にも「良くなる会」で作った案もあるということを発言されています。私たちは全議員の方にこれを配ったのです。従いまして、いわゆる116名の素案が一つ。これとだいぶ違ったものが行政案として出てきた、この行政案が一つ。議会の正副委員長の修正案。そして市民の会、私たち「良くなる会」が作った市民案、この最低4つを基盤にしてもらいたい。 それから、もう一ついいますと、この熊本の自治基本条例が論議されてからもう4年経っています。この間に非常に優れた全国の自治基本条例が出ていますから、この全国の進んだ、いわゆる新しく出来た自治基本条例を討論の基盤にしていく、つまり全体としていえば5つを基礎として、比較検討ということを是非お願いしたいと思います。それが一番今の熊本らしさ、熊本の実情に合っていると思います。
山口 会 長	まず、最初の4つを一覧にするのはできますでしょうか。よろしいですか。 《事務局了承》 では、それは事務局の方でお願いいたします。 これは、条文の具体的な規定までは入っていない一覧表的なものだと思いますので、条文にあたるような形で現物を別途お出しただけだと思います。 次に、一覧表になっていなくてもいいと思いますが、以降にできた先駆的な全国の条例と思われるものをこれを別途、条文としてお出しただけだと、それを参考に議論したいと思います。お願いいたします。
下 川 委 員	今、会長がおっしゃったような資料で、たくさんものを見て、その中で議論をするのは全く異論はございません。 ただ、先ほど荒木副会長さんから、必要性和不可分なものというようなご発言もありましたけれども、私は議論するにはやはり足りないものがあると思います。それは、さっきおっしゃっていただいたように、必要性和不可分なものとし

	てのコンセプトです。なんのために作るのか、というところをまずしっかり確立しないと議論がバラバラになってしまって方向性が非常に定まりにくいのではないかと思います。 議論はしながらでも構いませんが、まずそのベースとしてコンセプトをしっかりとここで確定するというのが、ゼロから立ち上がったこの検討委員会の役割の大きな部分だと思いますので、コンセプトの確定というところをまず、どっかの時点でやっていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。
山口 会長	ありがとうございます。 コンセプトの確定は大事だと思います。それが自治基本条例の必要性という話だろうと思いますので、議論と平行して進めるような形になろうかと思います。実際に条文を見ながら、先駆的だと言われているが、熊本市でのコンセプトからするとどうなのか、という見方もあるでしょうし、逆に、他の条例を見ることによって、熊本市でもこういったコンセプトに基づいた方がいいのではないか、という議論にもなろうかと思いますので、資料として出していただきまして、それらをどう使うかということについては、次回以降の話に持って行こうかと思います。 その“とっかかり”として、学識経験者からの必要性に関する話もあったらいいのかなと、その程度で聞いていただければいいのではないかと思います。
鈴木 委員	今、会長が言われた流れは次回のイメージだと思うのですが、できれば時間もありますけれども、次回までに何を検討するのか、これは各委員それぞれまた帰ってしっかり検討すべきだろうと思います。たとえばタイムスケジュールをどうするのかという話、その時何を目標にするのか、コンセプトについて議論すべきなのかどうかとか、他都市の調査も必要ではないかとか、いろいろな事があると思います。 だからもう一度冷静になって、お一人お一人の中で、これはどうだろうかという検討項目をこれはもうアトラダムに出していただいて、事務局の方で一度まとめていただき、その中から次回にでもまた取捨選択をしながら、検討項目を選択していく、そうすると当然、検討すべき順位もでてくるというふうに思いますので、そういう作業を是非とも委員がして、事務局でまとめていくというのをされたらどうかという提案をしたいと思いますが、いかがでしょうか。
山口 会長	今回は第1回ということで、委員からの提出資料はございませんでした。第2回目については、今言われたものを基本として議論が出来ればと思います。 また、今回はそこまで行けなくて、事務局の方で用意されたものを見て、それを基に委員として考え方を形成するといったことにもなるかもしれないと思います。 これも全体のスケジュールに関わってくるし、その議論をしないで今、話をしていますのでなかなか予定を定めるのが難しいのですが、その議論を、これからしていくとかなり時間がかかりそうですので、これまでの議論を基にして、事務局の方で整理して、必要なものは出していただく。

	また、次回是非にという資料があれば、委員の方からも事務局に対して資料をお渡しするという形はいかがでしょうか。《各委員了承》 それでは、他に何か、事務局に要望すべき資料はないですか。
西村委員	事務局の位置づけですが、この要綱では明確になっていません。事務局はもろもろの庶務をやるのですが、明確にこの検討委員会に事務局を設置するということが謳われていません。はっきりと何々課が事務局だとしなければなりません。 そうしないと行政はもう一方の命令系統がありますから……。委員会の指示に従って仕事をするということを、やっぱり明確にしておく必要があると思うのです。いわゆるこの検討委員会の委員長・副委員長の指示のもとに仕事をするという事をはっきりと文書で謳う必要があるのではないかということです。
山口会長	ご発言の趣旨は理解いたしました。設置要綱を改正しろということになってくるのでしょうか？それとも、この設置要綱の解釈を明確にした方がいいと。
西村委員	この設置要綱は、変えようと思ったらいつでも変えることができます。この要綱で市民を拘束するということはできないわけですから。だから、これは行政がどう考えるかということで、簡単な話です。
鈴木委員	設置要綱第10条の「この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項」で、「会長が検討委員会に諮って定める」ということだと思いますので、今、この場で明確にされればもう、それで大丈夫だと思います。
山口会長	この委員会の事務を行うのが事務局でございまして、それが庶務と表現されていますが、ここでこういった資料が必要だということを決めれば、それに基づいて資料を作成なり、収集して提出するというのが事務局の仕事だと思います。指揮命令系統ということでは、委員会が主であって、事務局はそれを支えるという位置づけだと思います。 市民協働推進課が他の課に対してどうするこうするというのは、行政の中の話でございまして、これは最終的には市長が命じれば済むことかと思います。
西村委員	明確に、誰がこの責任をもってやるのか。事務局長はやっぱり明確にしておいたほうがいいのではないかと思います。
山口会長	事務局長は、市民協働推進課が庶務ですから、市民協働推進課長が責任を持つということですのでよろしいですか。ちょっと確認させていただければと思います。 《事務局肯定》 それでは議事につきましては、“これからの進め方”の“これから”がどこまで含むのか、というところで、完全に詰めきれたとは思っていないのですが、とりあえず次回の会議の内容についてはよろしいと思います。 資料としては事務局がこれまで申したような資料を提出する、そして学識経験者の3人については、必要性和コンセプトに資する考え方を述べるということではいかがでしょうか。私は、それも念頭に置きながら、少し細かな条文を見ながら、お話をできればと思っておりますが……。荒木先生、林先生、よろしいでしょうか？時間的には15分か20分程度ということで……。

荒 木 副会長	10 分あれば大丈夫です。
山 口 会 長	次回は、熊本では何を指すのか大事な議事になってきますので、これに資するようなお話できればと思います。 8．次回開催日程 次回の内容が固まったと思いますので、次回の開催日についてお諮りしたいと思います。 大体 1 ヶ月程度、準備等もあろうかと思いますので、10 月の中～下旬でいかがでしょうか。
鈴 木 委 員	また個別にお願いします。大体 10 月の中～下旬という事だけこちらで決めれば、後は事務局が、会長名でやっていただいて・・・。
山 口 会 長	事務局よろしいですか。《事務局承諾》 それでは、そのようにさせていただきます。
荒 木 副会長	日程の件ですが大学での授業もあり、私はだいたい金曜日を空けておりますが、その金曜日は県下の自治体の奪い合いになっています。ですから、早めに、金曜ならいつの金曜で何時などとおっしゃっていただいておくのと有難いと思います。
鈴 木 委 員	基本的に、会長・副会長がやはり大事ですから、よくご調整いただいて、調整いただいたものをまた流していただいて、できるだけ私たちも合わせていく、ということはどうでしょう。大変ですけども。
事務局	そのへんは調整させていただきます。また、後日、ご連絡を取りながら決めさせていただきますということで、よろしくお願いいたします。
鈴 木 委 員	早めをお願いします。
山 口 会 長	ありがとうございます。なるべく早急にしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。
西 村 委 員	事務局の事務局長は、市民協働推進課長の北岡さんでいいわけですね。
山 口 会 長	はい。
山 口 会 長	次回はいろいろな資料がでてるかと思います。1 週間くらい前には、資料をこれは私だけではなくて、各委員の皆さんに送っていただきたいということでございます。お願いいたします。 以上で議題については終了しましたが、よろしいでしょうか？ 特に何かありますか。
落 水 委 員	できたらネットに載せていただきたいと思いますっております。

山口 会長	会議録は熊本市のホームページに載せるということでよろしいでしょうか。 特に個人情報扱うような会議ではないと思いますので。 委員の名前も載せるのですか《事務局肯定》 そうすることで“誰がどういった発言をしたのか”を含めた議事録を作成して、熊本市のホームページに載せるということでございます。特に異議がなければそのようにさせていただきたいと思います。 議事録の確認は会長一任でよろしいでしょうか。それとも、誰かに、又は委員の皆さんに“この発言（内容）でいいのか”というような確認はするのでしょうか。
事務局	正副会長にご確認していただこうかと思っております。よろしくお願いいたします。
山口 会長	各委員の皆さん方、正副会長一任でよろしいでしょうか。 《各委員了承》 よろしければ、そのようにさせていただきます。ありがとうございます。 ９．閉会 それでは、だいぶ時間も過ぎましたが議題は、全て終了いたしましたので、これをもちまして本日の委員会は終了させていただきたいと思います。 ご協力どうもありがとうございました。